

(仮称)宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止条例案の概要

前文

近年のインターネットを取り巻く環境の変化、東日本大震災の経験を踏まえ、基本的人権の尊重と表現の自由との均衡等に配慮した上で、本県でインターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例を制定する意義や必要性について規定

目的

インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害を防止し、県民等の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、県、議会等、県民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進し、県民等の誰もが安心して生活し、及び情報を流通させることができる社会の実現に寄与すること

定義

「人権侵害情報」 流通することで他人の権利を侵害すると認められる ①誹謗中傷、②プライバシー侵害、③差別的言動等
「人権侵害行為」 特定電気通信により人権侵害情報を流通させること
「人種等の属性」「被害者」「行為者」「県民等」「インターネットリテラシー」

責務等

「県」 人権侵害行為防止施策等の実施義務
「県民等」 インターネットリテラシー向上等の努力義務
「議会・議員」 県施策の監視・提言、県民等の模範活動義務
「事業者」 人権侵害行為防止施策等への協力に係る努力義務

施策

「インターネットリテラシーの向上」

「災害等発生時における風説の流布防止」

「相談支援」 人権侵害行為に関する相談体制整備、相談内容に応じた必要な情報提供・助言、専門機関等紹介

「削除要請等」 ①+② → ③ or ④ ができる

① 特定電気通信で県内関係者等の人権侵害情報流通が明らか
② 被害者からの申出があったとき or その他必要があると認めるとき
→ ③ 特定電気通信役務提供者への 人権侵害情報の削除要請
or ④ 国その他の関係機関に対する通報 ができる

【表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないよう留意】

「説示・助言」 ①+②+③ → ④ ができる

① 削除要請等でもなお情報が削除されない
② 人権侵害行為を行った者が明らか
③ 必要があると認めるとき
→ ④ その者に 必要な説示・助言 ができる

「削除要請等」「説示・助言」の基準は、あらかじめ、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会の意見を聴いた上で、知事が策定・変更（表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないよう留意） → 定めた場合は遅滞なく公表

体制整備

「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会」 削除要請等の基準・人権侵害行為防止施策等の調査審議

「議会への報告・公表」 毎年度 削除要請等の実施状況の報告・公表

「連携協力」 「財政上の措置」